

1. 貸切運賃料金
I. 距離制運賃表

貸切貨物運送
(単位：円)

キロ程	車種別	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14t車を超え2tを増す車種までごとに
10kmまで		5,650	7,960	9,520	11,100	12,640	14,340	19,580	21,770	22,480	24,860	2,390
20 "		9,220	12,130	13,020	14,270	15,820	17,350					
30 "		12,100	14,090	15,120	16,610	18,370	20,200	22,820	25,330	26,150	28,870	2,720
40 "		14,280	16,040	17,220	18,940	20,960	23,030	25,970	28,870	29,820	32,900	3,080
50 "		16,030	18,000	19,330	21,260	23,540	25,860	29,140	32,420	33,480	36,920	3,440
60 "		17,780	19,980	21,440	23,600	26,140	28,700	32,290	35,960	37,150	40,850	3,700
70 "		19,240	21,940	23,540	25,940	28,700	31,520	35,450	39,490	40,820	44,800	3,970
80 "		21,290	23,880	25,640	28,270	31,280	34,370	38,580	43,040	44,500	48,710	4,210
90 "		23,030	25,850	27,760	30,590	33,850	37,190	41,450	46,550	48,160	52,640	4,490
100 "		24,970	27,800	29,860	32,920	36,400	40,010	44,390	49,790	51,830	56,570	4,740
110 "		26,050	29,020	31,150	34,380	38,080	41,810	46,480	52,250	54,120	59,170	5,050
120 "		27,140	30,240	32,450	35,830	39,670	43,570	48,700	54,380	56,390	61,730	5,340
130 "		28,220	31,450	33,760	37,280	41,270	45,350	50,860	56,480	58,670	64,330	5,660
140 "		29,300	32,660	35,040	38,740	42,880	47,110	52,760	58,680	60,960	66,940	5,980
150 "		30,400	33,880	36,350	40,200	44,500	48,860	54,740	60,920	63,260	69,500	6,240
160 "		31,480	35,080	37,670	41,650	46,100	50,630	56,830	63,170	65,530	72,100	6,560
170 "		32,580	36,310	38,940	43,120	47,690	52,380	58,900	65,890	67,820	74,680	6,850
180 "		33,650	37,510	40,260	44,560	49,310	54,160	60,960	67,620	70,100	77,260	7,150
190 "		34,750	38,740	41,520	46,010	50,900	55,920	63,020	69,830	72,370	79,840	7,460
200 "		35,820	39,940	42,830	47,460	52,520	57,680	65,100	72,070	74,660	82,420	7,750
200kmを超え500kmまで 20kmまでを増すごとに		1,930	2,150	2,320	2,560	2,810	3,100	3,500	3,890	4,220	4,820	600
500kmを超え50kmまでを増す ごとに		4,840	5,360	5,760	6,360	7,060	7,750	8,740	9,710	10,430	11,750	1,320

II. 時間制運賃表

種 別	車種別	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14tを超え2tを増す車種までごとに
基礎額	8時間制 基礎走行キロ3t車まで8t未満 3t車を超えるもの10t未満	22,550	25,390	27,800	31,840	34,660	37,480	43,510	48,760	50,750	55,540	4,790
	4時間制 基礎走行キロ3t車まで4t未満 3t車を超えるもの5t未満	12,910	14,920	16,100	18,530	20,140	21,760	25,390	28,200	30,380	33,190	2,810
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10キロメートルまでを増すごとに	350	360	370	420	430	440	500	530	600	650	50
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を超すごとに(4時間制の場合であって、午前午後に分けた場合は、正午から起算した時間により加算額を計算します。)	2,290	2,570	2,810	3,120	3,460	3,770	4,300	4,760	4,910	5,380	470

III. 諸料金

1. 積込料及び取卸料(各取引先様基本契約書及び覚書の条件により)

	上 限	下 限
30分以上60分未満	¥10,000/h	¥50/h

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受
※作業員1人あたりの料金

2. 待機時間料(各取引先様基本契約書及び覚書の条件により)

	上 限	下 限
30分以上60分未満	¥10,000/h	¥50/h

3. 地区割増料

地 域	車種別	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14t車を超え2tを増す車種までごとに
東京都特別区、大阪市		870	980	980	1,040	1,140	1,240	1,330	1,450	1,530	1,680	150
札幌市・仙台市・千葉市 船橋市・川崎市・横浜市 相模原市・浜松市 名古屋市・京都市 東大阪市・堺市・尼崎市 神戸市・岡山市・広島市 熊本市・福岡市 鹿児島市・鹿児島市		570	570	570	680	680	780	870	870	980	1,090	110

VI. 貸切運賃料金適用方

(1) 距離制運賃料金適用方

- (適用区域)
- この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切して許可を受けた自己の営業区域内に発地又は着地が存する貨物を運送する場合に適用します。
(特殊運賃との関係)
 - この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届出した場合には適用しません。
(運賃計算の基本)
 - (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるるとき又は、発地もしくは着地が異なるときは、それぞれ1両の車両を1車として計算します。
(運賃計算の方法)
 - (1) 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数)と、以下同じ)及び運送距離によって、運賃率表に掲げている金額(基準運賃)とします。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(は下の処理)
 - 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。
(キロ程の計算)
 - 運送距離は、1車1回運送ごとの実キロ程によるものとし、経路が2途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷主が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。
(割増率及び割引率の重複する場合の計算)
 - 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。
(運賃計算の特例)
 - (1) 積載貨物(貨物の性質上、積み重ねて積載することのできない貨物を除きます。)が標記トン数の50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。この場合、容積貨物にあっては1立方メートルを280キログラムに換算します。
(2) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわらず、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。
(個建契約運賃)
 - 長期にわたって計画かつ大量に出荷される(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限りません。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
(1) ①単一品目であること
②荷姿が一定していること
③1個の重量又は容積が一定していること
(2) 基準車両(運賃計算の対象となる車両)のトン数による基準運賃
当該貨物の基準車両積載可能個数×0.7
(品目別割増)
 - 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なる割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。
(特大品割増)
 - 貨物の長さ(高さを含みます。)、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。
(特殊車両割増)
 - 特殊車両を使用した場合は、所定の割増率を適用します。ただし、積載した貨物に品目別割増を適用した場合には適用しません。
(悪路割増)
 - 運送区間中に、悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3
(冬期割増)
 - 運送区間中に、冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2
(休日割増)
 - 日曜祝祭日及びそれにまたがると運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2
深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3
(長期契約割引)
 - 3ヶ月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限ります。)については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

- (往復貨物の割引)
- 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100キロメートル以上の運送に限ります。)を行う場合であって、次の(1)又は(2)のときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
(1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
(2) 往路の荷主が復路の貨物をあつせんし、その運賃料金の支払について連帯責任を負う場合
(積込料及び取卸料)
 1. 荷受人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。
(1) 車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。
(2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。
(3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。
(待機時間料について)
 2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷受人又は荷受人の責により待機した時間(荷受人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。
(地区割増料)
 - 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限ります。)、又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。
(パレットの使用等)
 - JIS規格のパレット(荷主側の提供したものに限りません。)の使用、荷主側の積卸作業等により19の(3)の車両留置時間が短縮された場合には、短縮された時間について、車両留置料を適用した場合の金額を4及び5により計算した運賃より減じます。
(消費税込に伴う運賃料金の加算方法)
 - (1) 運賃及び料金の総額に消費税法に基づき税率を乗じて計算します。
(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。
(計算の順序)
 - 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
①使用車両及び運送距離による運賃の計算
②割増率及び割引率の適用の計算
③上下それぞれ10%幅の適用計算
④5による運賃の端数処理
⑤パレット使用等による減算
⑥諸料金(端数処理を含む)の計算
⑦22による計算の計算
⑧実費の計算
(実費負担)
 - 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。
(1) 有料道路利用料
(2) 架装費用
(3) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用
(実費負担について)
 - 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛品の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び横持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。
 - フェリー・ボート利用料(自動車航送船利用料)
運送区間中にフェリー・ボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。
使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)+航送期間中の固定費(1時間当り車両留置料相当額×航送所要時間)×2
(その他)
 - この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。
- (2) 時間制運賃料金適用方
(運賃計算の基本)
- この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約で、これによることとした運送に適用します。
 - この運賃及び料金は使用車両及び時間制の別(8時間又は4時間制の別)ごとに計算します。
(キロ程及び時間の計算)
 - 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでに行います。
(従業員)
 - 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。
(距離制運賃料金適用方の準用)
 - 距離制運賃料金適用方の1、2、4、5、7、10から16、22から27までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。